

斐伊川水系中海沿岸の大規模水害に関する減災対策協議会

斐伊川水系中海沿岸の大規模水害に関する減災対策協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9の規定に基づき組織することとし、「斐伊川水系中海沿岸の大規模水害に関する減災対策協議会」以下「協議会」と称する。

※この協議会で対象とする斐伊川水系中海沿岸とは、一級河川斐伊川のうち、中海及び境水道を示す。

(目的)

第2条 斐伊川水系中海沿岸における堤防の決壊、越水や越波等に伴う浸水被害に備え、隣接する市や県、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の実施事項)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水及び高潮の浸水想定等の水害リスク情報と、現状の減災に係る取組状況等の共有
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有
- 三 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- 四 その他、大規模水害に関する減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる構成員をもって構成する。
- 3 幹事会は、第2項によるもののほか、必要に応じて構成員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、中国地方整備局出雲河川事務所が務める。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則) 本規約は、平成28年 7月20日から施行する。

平成30年 2月14日 一部改正。

令和 2年 6月10日 一部改正。

令和 3年 6月18日 一部改正。

斐伊川水系中海沿岸の大規模水害に関する減災対策協議会

(委員)

米子市長

境港市長

松江市長

安来市長

鳥取県 危機管理局長

鳥取県 西部総合事務所米子県土整備局長

島根県 防災部長

島根県 松江県土整備事務所長

気象庁 松江地方气象台長

国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所長

斐伊川水系中海沿岸の大規模水害に関する減災対策幹事会

| | | | |
|-------|--------------|----------------|----------------|
| (構成員) | 米子市 | 総務部 | 防災安全監 |
| | 米子市 | 都市整備部長 | |
| | 境港市 | 総務部 | 防災監 |
| | 境港市 | 建設部長 | |
| | 松江市 | 防災安全部長 | |
| | 松江市 | 都市整備部長 | |
| | 松江市 | 歴史まちづくり部長 | |
| | 安来市 | 総務部 | 次長 |
| | 安来市 | 建設部長 | |
| | 鳥取県 | 危機管理局 | 危機管理政策課長 |
| | 鳥取県 | 西部総合事務所米子県土整備局 | 計画調査課長 |
| | 島根県 | 防災部 | 防災危機管理課長 |
| | 島根県 | 松江県土整備事務所 | 企画調整スタッフ 統括調整監 |
| | 気象庁 | 松江地方气象台 | 防災管理官 |
| | 国土交通省中国地方整備局 | 出雲河川事務所 | 総括保全対策官 |